

「地方税法施行規則附則第7条第6項、第9項第2号、第10項第2号及び第11項第3号の規定に基づく国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類（増改築等工事証明書）について」の一部改正について」新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>1 (略)</p> <p>2 根拠条文等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方税法附則第15条の9第1項から第3項まで及び第9項から第12項まで並びに第15条の9の2</li> <li>・<u>地方税法施行令附則第12条第18項から第21項まで及び第30項から第46項まで</u></li> <li>・地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）附則第7条第6項、第9項第2号、第10項第2号及び第11項第3号</li> <li>・昭和63年建設省告示第1274号</li> <li>・平成18年国土交通省告示第465号及び第466号</li> <li>・平成20年国土交通省告示第515号（5において「平成20年告示」という。）及び第516号</li> </ul> <p>3～8 (略)</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 根拠条文等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方税法附則第15条の9第1項から第3項まで及び第9項から第12項まで並びに第15条の9の2</li> <li>・地方税法施行令附則<u>第12条第16項から第19項まで及び第28項から第44項まで</u></li> <li>・地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）附則第7条第6項、第9項第2号、第10項第2号及び第11項第3号</li> <li>・昭和63年建設省告示第1274号</li> <li>・平成18年国土交通省告示第465号及び第466号</li> <li>・平成20年国土交通省告示第515号（5において「平成20年告示」という。）及び第516号</li> </ul> <p>3～8 (略)</p>